

事務連絡
令和2年6月22日

法科大学院を置く国公立大学事務局
法科大学院認証評価を実施する認証評価機関

御中

文部科学省高等教育局専門教育課

法科大学院教育における認証評価充実の方向性、定量的な数値目標
及び在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例について

平素より法科大学院教育の振興に御尽力いただきありがとうございます。

今般、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「特別委員会」という。）において、①「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価充実の方向性について」（令和2年6月17日）が取りまとめられました。また、特別委員会の議論も踏まえつつ、文部科学省において、②「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」及び③「在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例」を取りまとめました。

各法科大学院においては、①について、今後の認証評価充実の方向性として御承知置きいただくとともに、②について、自大学としての数値目標の設定の際に御参照ください。また、③については、令和5年以降の在学中受験資格導入に対応できるよう、令和3年度（未修者）以降のカリキュラム編成の検討に当たり御参照ください。

各認証評価機関においては、今後の法科大学院の認証評価の検討に当たって、今般特別委員会が示した方向性（①）を十分に踏まえるよう、お願いいたします。その際、今回お示しする政府の定量的な数値目標（②）を御参照いただくとともに、在学中受験資格の導入に伴う各法科大学院による創意工夫（③）が進展するよう、評価の工夫をお願いいたします。

【別添1】法科大学院制度改革を踏まえた認証評価充実の方向性について…①

【別添2】法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）…②

【別添3】在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例…③

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室
法科大学院係／法学教育担当 畑生，小林，杉里

TEL：03-5253-4111（内線3349）

Mail：sen-ps@mext.go.jp

法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について

令和2年6月17日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会

1. 背景

本委員会による「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月13日）」を踏まえ、法科大学院教育の充実や法学部3年（法曹コース）と法科大学院2年のプロセスを幹とする制度の創設、法科大学院の定員管理などを内容として、令和元年に法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）の改正やそれを踏まえた学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号。以下「細目省令」という。）の改正など関連規定の整備が行われた。

新制度の下では、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担の軽減を図るとともに、司法試験合格までの予見可能性を担保し、優れた資質・能力を有する学生の法曹志望者を増やすことなどにより、予測困難な時代において専門的な法知識を活用して社会に貢献する法曹を輩出することが期待されており、文部科学省から発出された「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（令和元年10月31日付け元文科高第623号高等教育局長通知）」（以下「施行通知」という。）や「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について（令和元年12月16日付け元文科高第776号高等教育局長通知）」（以下「細目省令通知」という。）において、法科大学院に対する認証評価（以下単に「認証評価」という。）においてもその趣旨を貫徹するための留意事項が示されたところである。

そこで、本委員会としては、今後、各認証評価機関において、今般の法科大学院制度改革を踏まえて大学評価基準や評価方法等を改定する際に資するよう、より具体的かつ幅広い観点から、認証評価機関として取り組むべき方向性について、本まとめを取りまとめた。各認証評価機関においては、下記の内容も踏まえた充実した認証評価を行うことが期待される。

2. 基本的な方向性

1. で述べた制度改革の趣旨を確実に実現していくためには、各法科大学院において、自ら策定する教育目標や「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを核とした教学マネジメントを通じて、内部質保証の仕組みを確立させ、教育活動や組織運営などについて、不断の改善・充実を図ることが求められる。そのためには、関係法令の改正や施行通知、細目省令通知の趣旨を踏まえつつ、認証評価を、より効果的・効率的なものとして機能させ、各法科大学院における自律的な質保証の取組や、教育の充実に向けた自主的・積極的な取組を促進していくことが不可欠である。

認証評価については、これまで一定の成果を上げてきた一方で、法科大学院の教育研究活動全般にわたって設けられた基準に基づき詳細な評価が実施されてきたことから、大学関係者・評価機関双方にとって少くない負担が生じていた。厳格に適格判定を行うに当たり、こうした方法が直ちに不適切であったという訳ではないが、質的改善の観点からは重要度の低い内容が含まれているといった指摘も聞かれるところである。こうした観点から、評価方法をより合理化させるとともに、評価結果や客観的な指標に基づきより実質的かつ重点的に評価を行うことが必要である。加えて、関係法令の趣旨を踏まえつつ、各法科大学院の特色ある教育研究がより進展する評価を行うことが求められる。

3. 具体的な方向性

(1) 形式的な評価の効率化

- 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号。以下「設置基準」という。）その他の法令等との適合性の確認については、定量的に判断できる事項を中心として、大学関係者の意見も聞きながら、各認証評価機関の創意工夫により、評価方法の効率化を図り、事務負担を軽減することが望ましい。
- その際、例えば、法令要件のうち専任教員数などの定量的な事項や教育課程連携協議会の設置などの有無で確認できる事項については評価担当者が自己評価書やチェックシートのみで適合性を確認しやすいよう様式を工夫する、法令上の公表事項については文部科学省による公表情報で確認するなどして提出を求める資料を精選する、機関別評価と重複する内容を省略したり機関別評価の結果を活用したりすることなどが考えられる。ただし、体裁の

統一等のため作業が増えたりすることがないように、留意する必要がある。

(2) 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

○ その上で、法曹に必要な学識及び能力を培うという法科大学院の目的に照らして特に重要と考えられる、教育内容や方法、能力等の評価などに関する項目は、より実質的かつ重点的に評価すべきである。

(実質的かつ重点的な評価を行うべき項目の例)

- ・ 入学者選抜における適性及び能力の評価等及び判定
- ・ 論述の能力を含む法曹に必要な学識等の涵養^{かんよう}に向けた授業の方法
- ・ 学修の成果に係る評価や修了の認定
- ・ 認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

○ その際、各法科大学院においては、客観的なデータ等を積極的に活用しながら、学生が何を身に付け、何ができるようになったかという観点を重視して学生の学修成果の把握・評価を行うことが求められる。各法科大学院においては、GPAや共通到達度確認試験及び司法試験の結果といった客観的な指標により学修の成果を分析し、その結果を踏まえて必要な改善・充実を図るというPDCAサイクルを自律的に機能させていく必要がある。認証評価においても、各法科大学院における分析が適切かどうかを判断するという観点から、一定のデータ活用の知見に基づき、この点を評価すべきである。

○ 学修成果の分析で用いる指標や方法は、各法科大学院が実情に応じて工夫し、自律的な質保証の仕組みを構築すべきである。各法科大学院においては、例えば、共通到達度確認試験の各科目の成績や進級判定の結果、司法試験の短答式試験の成績等を結びつけた分析を行い、その結果を踏まえた自己評価について、認証評価で確認することなどが想定される。

○ もとより、法科大学院教育においては、司法試験で問われる、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に、将来の実務に必要な学識等を涵養^{かんよう}することも併せて重要である。各法科大学院には、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという基本理念にのっとり、一貫した3つのポリシーにより、各法科大学院が養成しようとする法曹像を明確にし、それにながった教育を実施することが期待されている。こうした養成しようとする法曹像にながった独自性の高い取組については、必要に応じて質的な調査・分析を行うなどして積極的に評価すべきである。

(3) 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

- (2)で述べた教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価を実施するためには、(1)で述べた評価方法の効率化による事務負担の軽減に加え、実質的かつ重点的な評価を実施すべき項目についても、過去の評価結果や客観的な指標を用いて、各評価機関において課題があることが推測される法科大学院を抽出し、評価対象校を重点化することも考えられる。その際、客観的な指標としては、政府による取組の成果を測るための指標（KPI：Key Performance Indicator）を参照することが考えられる。なお、評価対象校の重点化に当たって、未修者教育に関する成果が適切に勘案されるよう留意することが必要である。

- 具体的には、例えば、過去の評価結果や客観的な指標により、法曹養成という目的に照らして、内部質保証の仕組みが一定程度機能しており、入学者の適性等に応じた一定の教育の質が担保されていると考えられる法科大学院については、事前質問や実地調査で確認すべき項目を真に不可欠なものに精選する、提出を求める資料と保管を求める資料を峻別^{しゅんべつ}する、確認する資料やデータ等の範囲を限定するなどして、事前準備の効率化や実地調査の期間を短縮することなどが想定される。その上で、このような法科大学院については司法試験で問われる学識や能力の基盤の上に^{かんよう}涵養すべき、実務基礎や先端分野に関する教育など、各法科大学院の特色ある教育研究をより進展させる方向での評価を行うことが特に期待される。

- 逆に、過去の評価結果や客観的な指標により、課題があることが推測される法科大学院については、(2)で述べた実質的かつ重点的に評価すべき項目を中心に、法科大学院の実情を踏まえながら、ピア・レビューの趣旨に沿った丁寧な評価を行うことが期待される。その場合も、一律に説明を求める事項は精選し、必要に応じて段階的に詳細を確認していくなど、できる限り効率化を図るとともに、課題の抽出や好事例の紹介などにより、課題の原因についての自己分析を促し、必要に応じて改善を検討する契機となるようにすることが望ましい。また、評価後も改善状況のフォローアップを行うなどして、認証評価をより一層効果的なものとして機能させ、各法科大学院における内部質保証の取組を支援することが望ましい。

- 先の連携法改正において、司法試験で問われる、法曹となろうとする者に共通して必要な学識や、その応用能力を^{かんよう}涵養することが、法科大学院の責務として明確化されたことを踏まえると、法曹養成のための中核的な教育機関

である法科大学院の認証評価においては、国家資格の取得を主たる教育目的としていない他の分野別評価とは異なり、司法試験の合格率等の客観的指標等を活用し、詳細を確認すべき対象校や項目を選別することは一定の合理性があるものと考えられる。今回の方向性は、過去の評価結果や客観的指標により一定の教育の質が担保されていると考えられる法科大学院については、その基盤の上に特色ある教育研究の進展を目指し、逆に、課題があることが推測される法科大学院については、丁寧な評価を通じて必要な改善の契機とすることにより、各法科大学院の実情に応じた認証評価を行い、各法科大学院の実情に応じた教育の質の向上を目指すものである。もとより、前者について客観的な指標のみによって適合性を判断したり、後者について司法試験で問われる学識等に関する教育のみを評価したりする趣旨ではない。

(4) 個別の評価項目に関する留意事項

- 開設すべき科目の単位数や修了要件、履修登録の上限等については、これまで設置基準に具体の単位数等が示されていなかったことから、各評価機関が独自に大学評価基準を設定してきたが、今回の改正により設置基準上の要件が明確化されたことを踏まえ、今後は、大学評価基準に設定する単位数等は法令の要件と一致させることが望ましい。
- 教育課程の編成については、在学中受験資格導入への対応や未修者教育充実などの目的により、各法科大学院における様々な工夫が想定されるため、評価に当たっては、各法科大学院の創意工夫を最大限尊重し、これを支援する姿勢で臨むことが求められる。
- 各法科大学院が、司法試験の問題等を教材とした論述能力を涵養^{かんよう}するための指導等を積極的に実施できるよう、認証評価機関においては、各評価機関が作成する Q&A や評価者研修等において、司法試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育等として明らかに問題となる事例をあらかじめ周知したり、大学評価基準の解説等において施行通知や細目省令通知の趣旨を丁寧に説明したりすることが望ましい。
- 教育方法については、学生が何を学び、何を身につけたのかという観点から評価すべきである。特に、司法試験で問われる専門的学識やその応用能力の涵養^{かんよう}を目的とする科目については、法的思考力や論述能力などを涵養^{かんよう}する上で、学生の適正や能力に応じた適切な方法が採られているかを評価することが求められる。その際、評価者が初めから授業や答案を直接見て個別の課題を指摘するのではなく、まず大学自らが授業の方法や難易度、科目間の連携、教員と補助教員の連携、学生の理解度・満足度といった多面的な観

点から現状を分析しているかを確認し、その上で、課題を適切に見いだしているか、その改善に向けた努力をしているかどうかといったことを、授業担当者との面談などにより確認するというアプローチが望まれる。

(5) その他

- 評価基準については、制度上求められる事項が多岐にわたることから、広範かつ詳細なものとなりがちであるが、法科大学院の質の保証及び向上という観点から不断に見直しを行いつつ、可能な限り簡便なものとするのが適当である。また、評価資料については、これまで必要以上に多くの提出が求められてきたという指摘もあり、公正かつ厳格な評価を実施する範囲において更なる精選が望まれる。

- 認証評価結果については、評価基準への適合状況や問題の指摘のみならず、当該法科大学院の優れた取組や特色について、学生が在学中に学び身につけた資質・能力を明確にしながら十分に取り上げるものとし、評価機関及び法科大学院において、他の法科大学院や法曹関係者、企業・自治体関係者を始め社会全体に積極的に発信していくべきである。

法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）

令和2年6月22日
文部科学省
高等教育局専門教育課

1. 趣旨

これまでも法曹は「国民の社会生活上の医師」と呼ばれ、社会において重要な役割を担ってきたが、予測困難な時代を前に、法的な素養により社会課題の解決に取り組む法曹の活動領域は更に広がっており、社会から期待される役割は大きい。こうした法曹の養成については、そのための中核的な教育機関を核としつつも、法曹関係者を始め社会全体で取り組んでいく必要がある。

政府としては、文部科学省を中心として、法曹養成連携協定制度の導入をはじめとする今般の制度改革を着実に進めることにより、法科大学院等が全体として下記の定量的な数値目標（以下、「KPI¹」という。）を達成することができるよう充実した法科大学院等の教育が行われることを目指す。また、これにより、法科大学院制度を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の有効性を高め、もって優れた資質・能力を有する者がより多く法曹を志望し、入学することを目指す。

当該KPIが法科大学院等全体として達成されるよう、各法科大学院等においては、それぞれの実情に応じた数値目標を定め、その結果を踏まえながら不断の改善・充実に努めていくことが求められるとともに、社会全体としても、法科大学院等を支援することが必要となる。

2. 項目

○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標

(1) 累積合格率

a. 全体

- ・令和6年度（2024年度） 70%以上
- ・令和11年度（2029年度） 75%以上

（参考）平成26年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	64.8%
平成25年度	65.7%
平成24年度	63.1%

b. 未修者

- ・令和6年度（2024年度） 50%以上
- ・令和11年度（2029年度） 55%以上

（参考）平成26年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	49.5%
平成25年度	46.9%
平成24年度	47.7%

¹ Key Performance Indicator

(2) 修了後1年目までの司法試験合格率(在学中合格含む)

・令和 6年度(2024年度)	50%以上	
・令和11年度(2029年度)	55%以上	
(参考)平成30年度修了者の修了後1年目の合格率		47.4%
平成29年度	〃	39.8%
平成28年度	〃	38.8%

(3) 法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率(在学中合格含む)

・令和 6年度(2024年度)	65%以上	
・令和11年度(2029年度)	70%以上	
(参考)平成30年度修了者のうち、 早期卒業及び飛び入学により入学した者の修了後1年目合格率		62.5% (25/40人)
平成29年度修了者のうち、	〃	56.3% (18/32人)
平成28年度修了者のうち、	〃	57.1% (12/21人)
平成17~30年度修了者のうち、	〃	57.9% (99/171人)

※いずれも既修者コース出身者のみ

○ 法科大学院入学者数目標

・令和 6年度(2024年度)	2,000人以上
・令和11年度(2029年度)	2,200人以上
(参考)令和 元年度入学者数	1,862人
平成30年度入学者数	1,621人
平成29年度入学者数	1,704人

※令和11年度のKPIについては、令和6年度の達成状況に応じて必要な見直しを行う。

在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例

令和2年6月22日
文部科学省
高等教育局専門教育課

第一 前提となる状況

1. 在学中受験資格の導入（司法試験の実施時期の決定）

昨年6月の司法試験法の改正により司法試験の受験資格として新たに法科大学院在学中受験資格が導入されることとなり、改正法施行後の司法試験の実施時期について司法試験委員会において検討が進められてきたところ、本年2月26日の司法試験委員会において、令和5年以降の司法試験の実施時期については、7月中旬から下旬までの間の時期¹とすることが決定された。

2. カリキュラム等の工夫の必要性

在学中受験資格を取得するために修得が必要となる所定科目単位の具体的内容については、今後、法務省令によって定められることになることとなる所定科目単位は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なもの」（改正司法試験法4条2項1号イ）であることから、基本的には、司法試験の試験科目に対応する科目の単位とする方向で検討が進められている。また、具体的な単位数についても、在学中受験資格の導入後も飽くまで法科大学院修了資格が原則的な受験資格であることを踏まえ、専門職大学院設置基準の改正により法科大学院課程の修了要件として定められた単位数と基本的に同一とする方向で法務省において検討が進められているところである²。

¹ 改正法施行後の司法試験の実施時期に関する検討の経緯については、司法試験委員会（第149回～第156回）の議事録としてホームページ（http://www.moj.go.jp/shingil/iinkai_shihoshiken.html）に公表されている。

² 第95回中央教育審議会法科大学院等特別委員会（令和2年1月31日）における丸山委員（法務省司法法制部司法法制課長）からの説明に基づく。

その上で、所定科目単位の修得時期については、前記の司法試験実施時期を前提とした場合、受験資格に係る要件充足の確認手続のために要する期間などを考慮すると、法科大学院3年次の学生が在学中受験をする際には、法科大学院2年次の終了時までの修得単位が基準となり、所定科目単位は2年次終了時までに全て修得しておく必要があるとされている³。

カリキュラムは各法科大学院による創意工夫の下に編成されており、その内容は様々であるが、現在のカリキュラムを前提とすると、必ずしも2年次終了時までに上記所定科目の単位が取得できるよう編成されているわけではない。希望する学生が在学中受験できるようにするためには、全ての学生が2年次終了時までに所定科目単位を取得できるようにカリキュラムを変更するか、個別の学生が2年次終了時までに所定科目の単位を修得できるように配慮する必要がある（後述する第二関係）。

また、現在のカリキュラムを前提とすると、前期の授業が7月下旬頃まで、期末試験は8月上旬頃までにそれぞれ実施しているところ、司法試験の実施時期が7月の中旬から下旬となったことを踏まえ、司法試験実施時期に当たる3年次前期の学事暦やカリキュラムの工夫・変更を検討する必要が生じる。ただし、在学中受験は希望する学生が選択しうる選択肢の一つであり、必ずしも全ての学生が在学中受験資格により司法試験を受験するわけではないことから、後述する第二で述べる工夫例などにより、司法試験の在学中受験を希望する学生が2年次終了時までに所定科目単位を取得でき、司法試験を受験するために授業を欠席することなどにより不利益を被ることがないよう配慮されていれば、必ずしも3年次前期の学事暦やカリキュラムを変更しなければならないわけではないことに留意が必要である（後述する第三関係）。なお、3年次後期においては、プロセスとしての法曹養成の理念の下、より実務に即し、学生の関心に沿った内容を学べるよう、各法科大学院における創意工夫が期待される。

³ 前記注2参照。

第二 個別の学生が在学中受験資格の要件となる所定科目単位を修得できるようにするための配慮について

下記の工夫例は、在学中受験を希望する学生が2年次終了時までには所定科目単位を修得できるようにするための各法科大学院における検討に資するよう、取り得る選択肢を整理したものである。全ての学生が2年次終了時までには在学中受験資格の要件となる所定科目単位を修得できるようなカリキュラムを編成しない法科大学院においては、下記の工夫例を必要に応じて組み合わせながら、学生の立場に配慮した適切な対応をすることが期待される。

(1) 履修指導上の工夫

◆ 連携先の連携法曹基礎課程（法曹コース）を設置する大学の協力の下、当該法曹コースに在籍中の学生に対して、在学中受験を視野に入れる場合は法科大学院の科目を科目等履修することなどにより積極的に先取り履修するよう、履修指導を行う。

- ・ 昨年10月の専門職大学院設置基準改正により、文部科学大臣の認定を受けた法曹コースを修了して入学した学生等については、
 - ① 法科大学院の修了要件として修得すべき単位数のうち、法学既修者として修得したとみなすことができる範囲⁴について、46単位まで拡大（改正専門職大学院設置基準第25条）。
 - ② 入学する前に他の認定連携法科大学院で修得した単位を、在籍する法科大学院で修得したものとみなすことができる範囲⁵について、46単位まで拡大⁶（改正専門職大学院設置基準第22条）。

⁴ 法学既修者認定の対象科目：法律基本科目（基礎科目）及び基礎法学・隣接科目

⁵ 入学前既修得単位の認定の対象科目：法学既修者認定の対象となる科目に加え、法律基本科目（応用科目）及び展開・先端科目のうち選択科目

⁶ なお、在籍する法科大学院で入学する前に修得した単位については、従前より、単位数の上限はない。

- ◆ 所定科目単位に係る科目の一部を3年次配当科目とするが、在学中受験を希望する学生については、2年次での先取り履修を認める。
 - ・ 昨年10月の専門職大学院設置基準改正により、文部科学大臣の認定を受けた法曹コースを修了して入学した学生等については、1年に履修科目として登録のできる単位数を44単位まで拡大。(改正専門職大学院設置基準第20条の8)

- ◆ 所定科目単位に係る科目の一部を3年次配当科目とするが、在学中受験を希望する2年次の学生に対しては、他の近隣の法科大学院で所定科目を科目等履修生として先取り履修するよう、履修指導を行う。
 - ・ 入学した後に他の法科大学院で修得した単位については、30単位まで在籍する法科大学院で修得したものとみなすことができる(改正専門職大学院設置基準21条)。

(2) 遠隔授業の効果的な活用

- ◆ (1)の工夫を行うに当たって、多様なメディアを高度に利用して行う授業(以下「遠隔授業」という。)を効果的に活用⁷⁸することによって、法曹コースや2年次の学修と両立して授業を履修したり、地理的に離れた法科大学院の授業を履修したりしやすくできる可能性がある。

⁷ 専門職大学院設置基準第8条第2項、平成13年文部科学省告示(大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)等参照。

⁸ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、「令和2年度における大学等の授業の開始等について」(令和2年3月24日文部科学省高等教育局長通知)において「テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能」とし、遠隔授業の要件解釈を明確化している。法科大学院においても当面その例外とならないことを事務連絡(「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院における遠隔授業の活用について」(令和2年3月24日文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡))で示したところであり、当面の対応と、それを踏まえた継続的・効果的な取組について、各大学における創意工夫が期待される。

第三 司法試験実施時期の学事暦・カリキュラムについて

下記の例は、各法科大学院における3年次前期の学事暦やカリキュラムの工夫・変更の検討に資するよう、制度的に取り得る選択肢を整理したものである。各法科大学院においては、下記の工夫例を必要に応じて組み合わせながら、教育上の効果を損なうことなく、各法科大学院の実情に応じた適切な学事暦やカリキュラムを編成することが期待される。

(1) 学事暦の工夫

- ◆ 3年次前期に4学期制（クォーター制）を導入⁹し、在学中受験する学生が司法試験実施時期に授業を履修しないことを選択できるようにする（後期はセメスター制とする方法も考えられる。）。

(2) 開講日の工夫

- ◆ 2学期制（セメスター制）を前提としつつも、3年次の前期については、司法試験と授業の日程が重ならないように開講日を工夫する。
 - (例) ・週2回授業を実施
 - ・土日祝日を授業日として授業を実施
 - ・3月下旬から授業を開講

(3) 期末試験の実施時期の工夫

- ◆ 3年次前期の期末試験を、授業終了直後ではなく、司法試験が終了した後に実施し、司法試験と期末試験の日程が重ならないようにする。

⁹ 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第23条ただし書参照。

(4) 授業時間の工夫

- ◆ 1回の講義時間を延ばした上で授業回数を減らし¹⁰，司法試験と授業の日程が重ならないようにする。(例えば，半期2単位の授業であれば，105分授業を13回実施するなど)。

(5) 開講科目の工夫

- ◆ 1単位科目として開講し，在学中受験する学生が司法試験実施時期に授業を履修しないことを選択できるようにする。
- ◆ 期末試験を実施せず，レポートの活用等により成績評価する科目を開講し，司法試験と期末試験の日程が重ならないようにする。

¹⁰ 前期注9参照。

参考条文

○ 司法試験法（昭和24年法律第140号）

（司法試験の受験資格等）※令和4年10月1日施行

第四条（略）

2 前項の規定にかかわらず，司法試験は，第一号に掲げる者が，第二号に掲げる期間において受けることができる。

一 法科大学院の課程に在学する者であつて，法務省令で定めるところにより，当該法科大学院を設置する大学の学長が，次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二（略）

3・4（略）

○ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は，十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上必要があり，かつ，十分な教育効果をあげることができると認められる場合は，この限りでない。

（授業の方法）

第二十五条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は，文部科学大臣が別に定めるところにより，前項の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4（略）

○ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

（大学設置基準の準用）

第十五条 大学院の各授業科目の単位，授業日数，授業期間，授業を行う学生数，授業の方法及び単位の授与，他の大学院における授業科目の履修等，入学前の既修得単位等の認定，長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については，大学設置基準第二十一条から第二十五条まで，第二十七条，第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。），第三十条第一項及び第三項，第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。（略）

○ 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

（授業の方法等）

第八条 （略）

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは，これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して，当該効果が認められる授業について，行うことができるものとする。

（法科大学院の履修科目の登録の上限）※令和4年4月1日施行

第二十条の八 （略）

2 法科大学院は，その定めるところにより，認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第二十二条第二項及び第二十五条第四項において同じ。）を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については，一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，第十三条第一項の規定にかかわらず，三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り三十単位

を超えてみなすことができる。

2 (略)

(入学前の既修得単位の認定) ※令和4年4月1日施行

第二十二條 (略)

- 2 (略) ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位 (同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。) を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

(法学既修者) ※令和4年4月1日施行

第二十五條 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者 (以下この条において「法学既修者」という。) に関しては、第二十三條第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位 (第二十条の三第三項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。) については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。 ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 (略)

- 3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数 (第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。) は、第二十一条第一項 (同条第二項において準用する場合を含む。) 及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位 (第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。) を超えないものとする。
- 4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「三十単位」とあるのは「四十六単位」と、前項中「第一項ただし書の規定により三十単位」とあるのは「第一項ただし書の規定により四十六単位」と、「合わせて三十単位」とあるのは「合わせて四十六単位」とする。

○ 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）

通信衛星，光ファイバ等を用いることにより，多様なメディアを高度に利用して，文字，音声，静止画，動画等の多様な情報を一体的に扱うもので，次に掲げるいずれかの要件を満たし，大学において，大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって，かつ，授業を行う教室等以外の教室，研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては，企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって，指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより，又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより，設問解答，添削指導，質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって，かつ，当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

関係通知等

「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日 文部科学省高等教育局長）（抄）

3. 遠隔授業の活用について

(1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材としてe-learningシステム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院協会における遠隔授業の活用について」（令和2年3月24日付け文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡）抜粋

・・・今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、局長通知の趣旨を踏まえ、学生の学修機会を確保するとともに感染リスクを低減する観点から大学が必要と判断する場合には、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うほか、当面例外的に、録画した講義映像を学生が一定期間内に教室以外の場所（自宅を含む。）で受講するオンデマンド方式により正規の授業を実施し、インターネットを通じた課題提出や質疑応答、学生間の意見交換などを含めて単位認定を行うといった柔軟な対応も認めること。